

ろうきよう

●発行/労働者供給事業関連労働組合協議会(労供労組協)
 ●発行人/ろうきよう編集委員会
 〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
 TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265
 URL <http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

於タブレット根岸5階会議室、10組合20名が参加 第36回労供労組協総会開かれる

去る、6月28日(金)15時より、タブレット根岸5階会議室にて第36回労供労組協総会が10組合、20名参加の下、開催されました。最初に真島勝重議長から「労供労組協総会は例年は3月から4月に開催していたが、港湾関係の春闘が未だに解

決していないこともあり日程が組めず6月末になってしまった。港湾の業界団体である日本港運協会側が産別最低賃金要求に回答することは独占禁止法に抵触する恐れがあるとして、回答拒否を続けたことなどから、港湾関係で22年ぶりにストライキを行った。

AIの発達などで労働者の働き方が大きく変わってきている。港湾においても名古屋港で自動化のコンテナターミナルが運用されており、完全自動化で無人のコンテナ台車が動いている。そして20台の大型クレーンを遠隔操作で5人程度で操作している。大型クレーン20台とトレーラー30台の50人分の仕事を5人で行うような環境になっている。このような状況の中、労供労働者の

賃金を始めとする労働条件の向上に向けてこれからまた1年、皆さんと頑張っていきたい。」と挨拶がありました。

その後、横山南人事務局長から第1議題の2018年度経過報告と第2議題の2018年度活動方針提案、さら

に、2018年度決算報告と2019年度予算提案がありました。2018年度経過報告では、「2015年の労働者派遣法の改正で期間制限がなかった専門26業務の考え方がなくなり、原則3年の期間制限が設けられた。このことにより、表向き、派遣契約となる供給・派遣では、この期

間制限は極めて不都合となる。そのため、供給組合における社会労働保険適用について厚生労働省と検討を進めてきた結果、2018年10月より供給組合での社保適用ができるようになった。」と報告がありました。

さらに、「2018年の職業安定法改正で労働者供給について、労働組合としての民主的な運営、無料の労働者供給事業、社会・労働保険の的確な適用など、労働者供給事業を営む労働組合が守るべき指針が定められた。この改正の伴い、既存の労働者供給事業者が許可要件を満たしているかどうか、また、新たな指針に沿った責務が果たしているかどうかをチェックし、問題のある労働者供給事業者に対しては許可の取り消しを含む処分を行うなど厳正に対処することを求めて、2018年11月16日に大阪労働局へ、同月19日に東京労働局へ要請を行った。」と報告がありました。

2019年度方針では、これまで同様、労働者供給事業の強化、発展を目指し、派遣に代わって労供を拡大すること、日雇い雇用保険の拡充を求め、昨年

に引き続き東京および大阪労働局に対して要請を行うことなどが確認されました。さらに、新たな方針として、雇用によらない働き方の拡大が予想される中、労供事業の活用によるフリーランスの組織化の検討が掲げられました。

また、供給元での社保適用が可能になったことを踏まえ、冊子「労供・派遣事業の手引き」の改訂を検討することになりました。その後の各組合の報告および討議では、全日建運輸より関西地区生コン支部に対する弾圧について、「業界側、そして国家権力による不当な弾圧が続いている。きっかけは2017年の年末に行った統一ストライキだが、その後、業界側から労働組合のストライキについて組織犯罪であるとの声明が出て、労使関係の破壊攻撃が始まった。それに輪をかけて動き出したのが、昨年の7月から滋賀や大阪、最近では京都の警察だ。過去のさまざまな労働組合の取り組みについて犯罪行為であるとして、組合役員や組合員が延べで67人が逮捕され、その内、45名が起訴されている。このような不当な労働組合に



対する攻撃については、全国の労働組合、民主団体の皆さんの力を借りて跳ね返すという取組みを進めている。労供労組協加盟組合の皆様にもご協力をお願いしたい。」との報告がありました。

全建総連からは、「昨年7月の西日本豪

2019年度役員
議長 真島勝重
(全港湾)

副議長 太田武二
(労供労連)

同右 青谷充子
(音楽ユニオン)

事務局長 横山南人
(電算労)

事務局次長 矢野勇紀
(サービス連合)

同右 森戸佳代子
(電算労)

同右 諸見力
(全港湾)

同右 横山千春
(介護・家政職ユニオン)

会計監査 緒方承武
(映演共闘)

雨時の応急仮設について、6団地248の応急仮設住宅を作った。530人で約4千人工の供給を行った。愛媛、広島、岡山に緊急に事務所を設けて大工を集めたが、人手不足もあり大変だった。」との報告がありました。

各組合からの報告・討議の後、横山事務局長より、「供給組合における社会労働保険の適用について」および「労働者供給事業業務取扱要領の改訂について」の報告がありました。（内容については下記を参照）

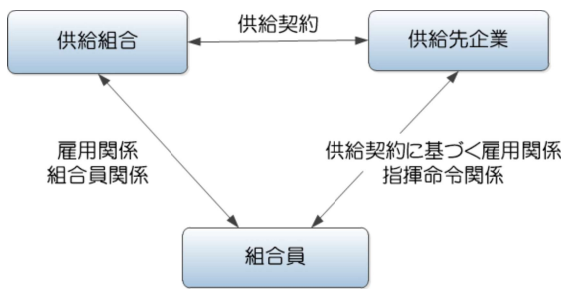
その後、2018年度経過と2019年度活動方針、2018年度決算と2019年度予算について採択が取られ、賛成多数で可決しました。

役員については、真島議長より2019年度役員提案があり、拍手をもって全員の信任が確認され、第36回総会を終えました。

供給組合における社会労働保険の適用について

日々雇用でない労働者供給事業においては、これまで供給・派遣の仕組みの下、社会・労働保険を適用してきま

2015年9月30日に施行された改正労働者派遣法では、それまで専門26業務においては派遣期間制限がなかったところ、改正後は原則として3年間の期間制限が付くことになり、供給・派遣の仕組みの



元では表向き派遣になるため本来の供給にとつてはその期間制限が甚だ都合が悪いことになりました。

その対策として、供給元労働組合での社保適用について、厚生労働省をはじめ、労供研究会等でも検討を行ってきました。

検討を重ねた結果、左記の考え方により2018年10月より供給組合における社会・労働保険の適用ができるようになりました。

- ①供給される組合員は供給組合および供給先企業と雇用関係（上図参照）を持つ。
- ②供給組合は、供給先企業に代わって組合員に対して社保を適用できる。
- ③雇用責任は供給契約期間中に限り供給組合および供給先企業が負う。

労働者供給事業業務取扱要領の改訂について

【労働者供給事業者の責務の追記】

2018年1月1日施行の改正職業安定法（労働者供給事業の許可）45条に二項が追加された関係で労働者供給事業業務取扱要領に、労働者供給事業者の責務（左記）が記載されました。

「労働者供給事業者の責務の追記」

「供給元組合での社保適用に関する追記」

「供給先から供給手数料の性格の経費を徴収してはならない」との記載がありますが、2018年10月より、供給元組合での社保適用の労働者供給事業ができるようになった関係で「組合員等が加入する社会保険料及び労働保険料」は「供給手数料の性格の経費」には入らないことが明記されました。

「労働者供給事業者の責務の追記」

2018年1月1日施行の改正職業安定法（労働者供給事業の許可）45条に二項が追加された関係で労働者供給事業業務取扱要領に、労働者供給事業者の責務（左記）が記載されました。

「供給元組合での社保適用に関する追記」

「供給先から供給手数料の性格の経費を徴収してはならない」との記載がありますが、2018年10月より、供給元組合での社保適用の労働者供給事業ができるようになった関係で「組合員等が加入する社会保険料及び労働保険料」は「供給手数料の性格の経費」には入らないことが明記されました。